令和９年度港区会計年度任用講師募集要項
（ゼネラルサポートティーチャー・教科担任講師）

令和８年１１月２４日
港区教育委員会事務局
学校教育部教育人事企画課

項目	内　容
職名	ゼネラルサポートティーチャー（GST）・教科担任講師
任用期間	令和９年４月１日～令和１０年３月３１日 ※小・中学校及び講師本人の事情等により、上記より短いことがあります。
勤務場所	港区立小・中学校
職務内容	１　ゼネラルサポートティーチャー（GST）（小中学校） （１）少人数指導(小学校) 小学校１年生において１学級２０人を超える学級に、基礎学力の定着を図るための授業実施を目的とした講師業務 （２）コース別指導(小学校) 習熟度別指導、学級の学力に関する課題を解決するための授業実施を目的とした講師業務 （３）教育課程特例指導(中学校) 教育課程の特例を受けている中学校において、英語科国際の授業実施を目的とした講師業務 （４）ネイティブコース対応(中学校) 港区独自の施策である「ネイティブコース」の運用を目的とした講師業務 （５）マイスター教員負担軽減(小中学校) 港区マイスター教員の業務負担軽減を目的とした講師業務 （６）生活指導担当負担軽減(小学校) 生活指導担当教員の業務負担軽減を目的とした講師業務 （７）学びの多様化学校における教科の授業及び授業の実施に付随する業務(小中学校) ※職務内容は、小・中学校長が判断します。 ２　教科担任講師(小学校) （１）教科担任指導 体育、理科、社会等に導入している教科担任制の授業実施を目的とした講師業務 （２）教科担任教員の他教科指導 学級担任が専科の授業を実施することにより担当できなくなる他教科の授業実施を目的とした講師業務 ※職務内容は、小学校長が判断します。
応募資格・求められる能力	（１）小学校又は中学校の有効な教諭免許状を有する方(任用開始日までに取得が見込まれる方を含む。） **※教諭免許状が失効している場合には応募資格を有しません。** （２）地方公務員法第１６条(欠格条項)及び学校教育法第９条の各号いずれにも該当しない方

	（３）心身ともに健康な方
こども性暴力防止法に係る確認事項	（１）令和８年１２月２５日施行の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認します。 （２）特定性犯罪の前科がある場合は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じます。
勤務日等	原則月曜日～金曜日（土曜日勤務の場合もあります。） **※勤務日、勤務時間等は学校により異なります。詳細は学校から連絡があった際に確認してください。**
休日	祝日、年末年始、国の行事が行われる日で教育委員会規則が定める日
報酬額	時給　2,029 円～3,619 円（地域手当相当額を含む。） ※職歴によって時間単価を決定します。給与改定等により変動する場合があります。
手当等	（１）通勤手当相当額を別途支給（上限 150,000 円/月） （２）期末手当・勤勉手当（ボーナス・賞与）を別途支給（支給要件あり）
社会保険等	要件に該当した場合、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入
休暇等	年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇、育児・介護のための休暇・休業等（付与要件あり）
応募方法等	（１）応募方法 **電子申請（推奨）**又は郵送にて受け付けます（郵送は下記提出先まで）。 **郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「港区会計年度任用講師採用選考申込書在中」と赤字で明記し、簡易書留等により郵送してください。** ※提出書類は、採用選考に関連する業務にのみ使用し、他の目的には使用しません。 ※提出書類は返却しませんので、ご了承ください。 （２）提出書類 ①港区会計年度任用講師採用選考申込書兼履歴書（必要事項を記入し、写真を貼付） ※様式は、港区ホームページからダウンロードできます。 ②こども性暴力防止法に係る確認書（署名の上、提出してください） ※様式は、港区ホームページからダウンロードできます。 ③所持している教諭免許状の写し（授与証明書の場合は発行から１年以内のもの） ※「更新講習修了確認証明書」等、有効期限が令和４年７月１日以降であることがわかる書類をお持ちの場合は、併せてご提出ください。 （３）申込受付期間 令和８年１１月２７日から令和８年１２月１１日まで（必着） **※上記申込期間を過ぎた後も、随時申込を受け付けます。ただし、令和９年４月１日からの任用には間に合わない場合がありますので、ご了承ください。**

<table>
<tr><td>選考方法</td><td>（１）第一次選考
提出書類により、書類選考を行います。
（２）採用候補者名簿登載
第一次選考合格者は、採用候補者として名簿に登載されます。なお、名簿登載期間は登載日から令和１０年3月３１日までです。
（３）第二次選考
各小・中学校が名簿を閲覧し、登載者の中から条件にかなう方について、第二次選考（書類審査・面接等）を行います。面接日等は、各小・中学校から連絡します。
ただし、条件等の理由から、第二次選考の連絡がない場合もありますのでご了承ください。
（４）採用
第一次選考・第二次選考合格者が、採用されます。
［採用までの流れ］
採用選考申込書等提出
↓
（第一次選考）
↓
採用候補者として名簿に登載
↓
↓
小・中学校から面接日等の連絡
↓
（第二次選考）
↓　　↓
採 用　　不採用</td></tr>
<tr><td>名簿登載の取消し</td><td>以下の事項に該当する場合は、登載期間に関わらず、名簿から削除します。
（１）選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
（２）任用の開始までに、申込書に記入した教諭免許状を取得できなかった場合
（３）心身の故障その他の理由により、港区教育委員会が講師としての適性を欠くと認めた場合
（４）選考申込者本人から、名簿登載辞退の申出があった場合</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>（１）名簿登載は、採用を保証するものではありません。
（２）翌年度も継続して登録を希望する場合は、翌年度の講師募集にてお申込みください。講師募集は、港区ホームページに掲載する予定です。
（３）住所や氏名変更等により登載内容に変更がある場合、名簿登載の取消しを希望する場合は、下記問合せ先までご連絡ください。</td></tr>
<tr><td>提出・
問合せ先</td><td>〒１０５－８５１１
東京都港区芝公園１－５－２５
港区教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課教職員人事係（７階７０９番窓口）
電話　０３－３５７８－２８３３（直通）</td></tr>
</table>